

ジャンボタニシの防除を目的として 椿油かすを使用することは 農薬取締法違反です!

椿油かすは特殊肥料として販売されていますが、農薬としての登録を受けていないためジャンボタニシ防除の目的で販売、使用することはできません。
違反した場合、**3年以下の懲役もしくは百万円以下※の罰金**が科せられます。

※販売者が法人の場合は一億円以下



ジャンボタニシ
(スクミリングガイ)



含有成分のサポニンは魚毒性が強く、水路や河川へ流出した場合、水生動物に影響を及ぼします。

水田のジャンボタニシ対策には登録のある農薬を正しく使用しましょう。

なお、畑地において椿油かすを肥料として使う場合は、水系に流れ出ないように十分注意してください。

お問い合わせは、お近くの振興局農業水産振興課
または農林水産部農業環境・鳥獣害対策室まで

問い合わせ先(電話番号)	
海草振興局 農業水産振興課	073-441-3382
那賀振興局 農業水産振興課	0736-61-0025
伊都振興局 農業水産振興課	0736-33-4930
有田振興局 農業水産振興課	0737-64-1273
日高振興局 農業水産振興課	0738-24-2930
西牟婁振興局 農業水産振興課	0739-26-7941
東牟婁振興局 農業水産振興課	0735-21-9632
農林水産部 農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905

スクミリングガイの防除対策については
こちら↓

春夏編



秋冬編

